

保育施設在園中の手続きについて

保育所・認定こども園・小規模保育事業等は、保護者の就労・疾病等の理由により、家庭で日中の保育ができないと認定を受けた期間に限り、利用することができます。

保育を必要とする事由に変更があった場合や、家庭状況に変化があった場合は、速やかに教育委員会事務局窓口にて手続きしていただきますようお願いいたします。

事前の相談や必要な手続きがなく、保育の必要性が認められない場合は、退園となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 保育を必要とする事由に変更がある場合

事由	提出書類	注意事項
就労	・就労証明書	・月48時間以上の就労が必要です。 ・転職や、勤務形態が変更になった場合はご連絡ください。 ・退職や転職をお考えのかたは事前にご連絡ください。
妊娠・ 出産	・母子健康手帳（出産予定日記載ページ）の写し ・給付認定変更申請書	
疾病・ 障がい	・診断書または障がい者手帳等の写し ・給付認定変更申請書	疾病や入院等の理由で休職する場合も、ご提出をお願いします。
介護・ 看護	・介護・看護申告書 ・診断書等 ・給付認定変更申請書	
就学	・就学期間等がわかるもの	月48時間以上の就学が必要です。
求職活動	・給付認定変更申請書	2カ月間の認定期間となります。認定期間が満了となる月までに就労が決まらない場合は、再度の延長はできず、退園になりますのでご注意ください。

(2) 家庭状況等に変更がある場合

事例	提出書類
①町内で転居したとき	家庭状況変更届出書
②町外へ転出するとき	家庭状況変更届出書 ※転出が決まった時点でご連絡ください。
③婚姻・離婚したとき	家庭状況等変更届

(3) その他

事例	提出書類
①転園を希望するとき	保育所等利用申込書一式
②家庭で保育ができるようになったとき	家庭状況変更届出書

金ヶ崎町教育委員会事務局 幼保支援係
TEL 0197-42-2111 (内線2248)